プロジェクト IFRS S1号に相当する基準の開発

項目 **重要性の定義**

## 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第7回サステナビリティ基準委員会（2023年1月18日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）に相当する基準（日本版S1基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版S1基準における**重要性の定義**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第8回サステナビリティ基準委員会（2023年2月2日開催）において、「『重要性がある（material)』の定義」について、IFRS S1号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023年6月にIFRS S1号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

## 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第13項参照)。

日本版S1基準において、IFRS S1号の定めを取り入れ、次のことを定める。

(1) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない。

(2) サステナビリティ開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、重要性がある。

## ISSB基準の理解

4. IFRS S1号では、重要性の定義に関連して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳）。

**17** **An entity shall disclose material information about the sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity's prospects.**

企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示しなければならない。

**18** **In the context of sustainability-related financial disclosures, information is material if omitting, misstating or obscuring that information could reasonably be expected to influence decisions that primary users of general purpose financial reports make on the basis of those reports, which include financial statements and sustainability-related financial disclosures and which provide information about a specific reporting entity.**

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、重要性がある。

B13 Paragraph 17 requires an entity to disclose material information about the sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity's prospects. Materiality of information is judged in relation to whether omitting, misstating or obscuring that information could reasonably be expected to influence decisions of primary users of general purpose financial reports, which provide information about a specific reporting entity.

第 17 項は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示することを企業に要求している。情報の重要性は、その情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、特定の報告企業に関する情報を提供する一般目的財務報告書の主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれるかどうかに関連して判断される。

B14 The decisions of primary users relate to providing resources to the entity and involve decisions about:

(a) buying, selling or holding equity and debt instruments;

(b) providing or selling loans and other forms of credit; or

(c) exercising rights to vote on, or otherwise influence, the entity's management's actions that affect the use of the entity's economic resources.

主要な利用者の意思決定は企業へのリソースの提供に関連しており、次のいずれかに関する意思決定を伴う。

(a) 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は継続保有

(b) 貸付金及び他の形態による信用の供与又は決済

(c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える当該企業の経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える権利の行使。

B15 The decisions described in paragraph B14 depend on primary users' expectations about returns, for example, dividends, principal and interest payments or market price increases. Those expectations depend on primary users' assessment of the amount, timing and uncertainty of future net cash inflows to the entity and on their assessment of stewardship of the entity's economic resources by the entity's management and its governing body(s) or individual(s).

B14 項に記載されている意思決定は、主要な利用者が期待するリターン、例えば、配当、元本及び利息の支払又は市場価格の上昇に依存する。それらの期待は、企業

への将来の正味キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する主要な利用者の評価、並びに企業の経済的資源に係る受託責任及び企業のガバナンス機関又は個人に関する主要な利用者の評価に依存する。

B17 Sustainability-related financial disclosures are prepared for primary users who have reasonable knowledge of business and economic activities and who review and analyse information diligently. At times, even well-informed and diligent users may need to seek the aid of an adviser to understand sustainability-related financial information.

サステナビリティ関連財務開示は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し分析する主要な利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、サステナビリティ関連財務情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある。

B18 Individual primary users may have different, and sometimes even conflicting, information needs and desires. Information needs of primary users may also evolve over time. Sustainability-related financial disclosures are intended to meet common information needs of primary users.

個々の主要な利用者は、情報へのニーズや要求が異なっており、時にはそれらが相反する場合もある。主要な利用者の情報ニーズは、時間の経過とともに進展する場合もある。サステナビリティ関連財務開示は、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすことを意図している。

## 公開草案に対する当委員会のコメント

5. IFRS S1 号の公開草案では、企業が主要な利用者の意思決定に有用なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという目的を達成するため、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を開示することが求められていた。

6. これに対し、当委員会は、「重要性（materiality）」の概念は、ある情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるかどうかの基礎であり、情報が省略可能かを判断するための基礎であるとのコメントを行った。

## これまでの審議の概要

7. 本論点に関する第 8 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

   (1) 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の公開草案と整合的に「重要性がある（material）」の定義を定める。

8. これに対して、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

## 事務局による分析

9. IFRS S1 号第 17 項の定めは、IFRS S1 号第 3 項において、サステナビリティ開示において開示すべき情報が「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会」（これらをあわせたものが「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会」である。）に関する情報であることが明らかにされたことを踏まえ、そのような情報のうち、重要性がある情報について開示することを求める旨を明らかにしたものであると考えられる。

10. このような考え方は、当委員会が ISSB に対してコメントした内容（前述の第 6 項参照）と整合するものであると考えられる。

11. また、「重要性がある（material）」の定義については、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる（別紙参照（HP では非公表））。

12. したがって、国際的な比較可能性を損なわないようにするためには、IFRS S1 号における用語の定義をそのままの形で日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

### （事務局による提案）

13. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のように定めることが考えられるがどうか。

    (1) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない。

    (2) サステナビリティ開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、重要性がある。

## 文案

14. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

| ディスカッション・ポイント |
|---|
| ① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。<br>(1) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない。<br>(2) サステナビリティ開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、重要性がある。<br>② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。<br>③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。 |

以　上